

22



雇児母発1224第号
平成22年12月24日

社団法人日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母子健康手帳の任意記載事項様式を改めることとし、別紙のとおり各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴職におかれましても、これにつきまして傘下会員に御周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施に引きつづき御協力いただきますようお願いいたします。





雇児母発1224第1号

平成22年12月24日

各
〔 都道府県
政令市
特別区 〕
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記について、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）以外の任意記載事項様式（50頁以降）について、別添の通り改めるので、貴管内市町村において、平成23年4月1日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映いただくようお願いする。

なお、今回は省令様式について改正を行う予定はないことを、念のため申し添える。

頁	新（23年度）	旧（22年度）
52	<p>すこやかな妊娠と出産のために</p> <p>◎健康診査は必ず受けましょう 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。特に気がかりなことがなくとも、身体にはいろいろな変化が起こっています。少なくとも毎月1回（妊娠24週（第7月）以降には2回以上、さらに妊娠36週（第10月）以降は毎週1回）医療機関などで健康診査を受けて、胎児の育ちぐあいや、血圧・尿などの状態をみてもいいでしょう。 特に注意しなければならないのは貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病であり、どれも胎児の発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。また、妊娠21週までは流産の、妊娠22週以降は早産の危険性にも注意しなければなりません。そのためにもきちんとして健康診査を受診し、医師の指導を守りましょう。 （仕事が休みづらい等で困った時は、88頁をご覧ください。）</p> <p>◎専門家の保健指導を受けましょう 健康で無事な出産を迎えるためには、日常生活・栄養・環境その他いろいろなことに気を配る必要があります。医師・歯科医師・助産師・保健師・歯科衛生士・栄養士などの指導を積極的に受け、妊娠や出産に関して悩みや不安がある時は遠慮せずに相談しましょう。母親学級・両親学級も役に立つ情報を提供しています。分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の保健担当に申し出、母子保健サービスの説明を受けましょう。</p>	<p>すこやかな妊娠と出産のために</p> <p>◎健康診査は必ず受けましょう 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。特に気がかりなことがなくとも、身体にはいろいろな変化が起こっています。少なくとも毎月1回（妊娠24週（第7月）以降には2回以上、さらに妊娠36週（第10月）以降は毎週1回）医療機関などで健康診査を受けて、胎児の育ちぐあいや、血圧・尿などの状態をみてもいいでしょう。 特に注意しなければならないのは貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病であり、どれも胎児の発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。また、妊娠21週までは流産の、妊娠22週以降は早産の危険性にも注意しなければなりません。そのためにもきちんとして健康診査を受診し、医師の指導を守りましょう。 （仕事が休みづらい等で困った時は、87頁をご覧ください。）</p> <p>◎専門家の保健指導を受けましょう 健康で無事な出産を迎えるためには、日常生活・栄養・環境その他いろいろなことに気を配る必要があります。医師・歯科医師・助産師・保健師・歯科衛生士・栄養士などの指導を積極的に受け、妊娠や出産に関して悩みや不安がある時は遠慮せずに相談しましょう。母親学級・両親学級も役に立つ情報を提供しています。分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の保健担当に申し出、母子保健サービスの説明を受けましょう。</p>

◎薬の影響について
妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師・歯科医師又は薬剤師から十分説明を受けましょう。また、指示された用量・用法を守りましょう。

※ 「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。

・妊娠と薬情報センター
<http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html>
また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。
※ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のWebサイト (http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html) から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。

ご自身の考えで使用を中止したり、用法・用量を変えたりすると危険な場合があります。疑問が生じた場合は、ご自身だけで判断なさらずに医師・歯科医師又は薬剤師に必ずご相談ください。

※妊娠中の正しいシートベルトの着用方法
①シートの背は倒さずに、深く腰掛けましょう。
②腰ベルト・肩ベルト共に着用するようにしましょう。三点式ベルトの腰ベルトだけの着用や二点式ベルトの着用は、事故などの際に上体が屈曲して腹部を圧迫するおそれがあり、危険です。

③腰ベルトは、大きくなった腹部（妊娠子宮のふくらみ）を避けて、腰骨のできるだけ低い位置でしっかりと締めましょう。
④肩ベルトは、肩から胸の間に通し、腹部を避けて体の側面に通しましょう。その際には、肩ベルトが首にかからないようにしましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際に危険ですから注意しましょう。

⑤腰ベルトや肩ベルトが腹部を横切らないようにしましょう。
⑥バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。
⑦ベルトがねじれていないかどうか確認しましょう。

◎薬の影響について
妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師及び薬剤師から十分説明を受けましょう。また、指示された用量・用法を守りましょう。

※ 「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。

・妊娠と薬情報センター
<http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html>
また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。
※ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のWebサイト (http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html) から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。

※妊娠中の正しいシートベルトの着用方法
①シートの背は倒さずに、深く腰掛けましょう。
②腰ベルト・肩ベルト共に着用するようにしましょう。三点式ベルトの腰ベルトだけの着用や二点式ベルトの着用は、事故などの際に上体が屈曲して腹部を圧迫するおそれがあり、危険です。

③腰ベルトは、大きくなった腹部（妊娠子宮のふくらみ）を避けて、腰骨のできるだけ低い位置でしっかりと締めましょう。
④肩ベルトは、肩から胸の間に通し、腹部を避けて体の側面に通しましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際に危険ですから注意しましょう。

⑤腰ベルトや肩ベルトが腹部を横切らないようにしましょう。
⑥バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。
⑦ベルトがねじれていないかどうか確認しましょう。

頁	新 (23年度)	旧 (22年度)
55	<p>◎<u>出産後</u>の健康 <u>出産</u>後は、赤ちゃんの世話に追われて、自分のからだの異常に ついては後回しにしがちです。妊娠中や<u>出産</u>時に異常があった場合 は、引き続きその治療を受けなければなりません。経過が順調であ ると思われるときでも、産後1か月をめどに医師の診察を受けまし ょう。</p>	<p>◎<u>産後</u>の健康 <u>お産</u>後は、赤ちゃんの世話に追われて、自分のからだの異常に ついては後回しにしがちです。妊娠中や分娩時に異常があった場合 は、引き続きその治療を受けなければなりません。経過が順調であ ると思われるときでも、産後1か月をめどに医師の診察を受けまし ょう。</p>

<p>頁</p>	<p>新 (23年度)</p> <p>妊産中と産後の食事</p> <p>――新しい生命と母体に良い栄養を――</p> <p>◎魚介類に含まれる水銀について 魚介類は良質なたんぱく質や微量栄養素を多く含み、健やかな妊婦と出産に重要な栄養のバランスのよい食事に欠かせないものです。積極的に食事に取り入れましょう。 ただし、一部の魚介類には、自然界の食物連鎖を通じて、残留する水銀濃度が高いものがあり、妊婦を通じて胎児に影響するおそれがあるという報告もあります。一部の魚ばかりにかたよって毎日たくさん食べることは避けましょう。 妊婦に気がついてから食生活に気をつければ心配ありません。 詳しい情報は、厚生労働省ホームページでも紹介しています。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/index.html</p>	<p>旧 (22年度)</p> <p>妊産中と産後の食事</p> <p>――新しい生命と母体に良い栄養を――</p> <p>◎魚介類に含まれる水銀について 魚介類は良質なたんぱく質や微量栄養素を多く含み、健やかな妊婦と出産に重要な栄養のバランスのよい食事に欠かせないものです。積極的に食事に取り入れましょう。 ただし、一部の魚介類には、自然界の食物連鎖を通じて、残留する水銀濃度が高いものがあり、妊婦を通じて胎児に影響があるおそれがあるという報告もあります。一部の魚ばかりにかたよって毎日たくさん食べることは避けましょう。 妊婦に気がついてから食生活に気をつければ心配ありません。 詳しい情報は、厚生労働省ホームページでも紹介しています。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/index.html</p>
<p>58</p>	<p>◎妊産中の食中毒予防について 食中毒は、妊婦や赤ちゃんに影響がでることがあります。特に妊婦中は、一般の人よりもリステリア菌に感染しやすくなり、赤ちゃんに影響がでることがあります。海外では、スモークサーモン、未殺菌乳を使用した乳製品、生ハム、パテ等を原因としたリステリア食中毒が報告されています。日頃より食品の取扱いに注意し、食べる前に十分加熱するようしましょう。</p> <p>妊婦と食事についての詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「これからママになるあなたへ」に掲載されています。 http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/06.html</p>	<p>59</p>

頁	新 (23年度)	旧 (22年度)
63	<p>育児のしおり</p> <p>これからのページには育児の上で保護者の方に心得て頂きたい事柄を記しております。ぜひ参考にしてください。ゆっくりにゆったり心をかけるのが育児のコツです。赤ちゃん時代は個人差が大きいもの。よその赤ちゃんとの違いをあまり気にし過ぎないようにしましょう。</p> <p>育児には、楽しいことも苦しいこともあり、苦楽がつきものと考えましょう。</p> <p>毎日の育児は、通常より身体的にも精神的にも負担がかかるものです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養をできるだけとって、何より健康であるよう心がけましょう。</p> <p>心配な時は遠慮せずに医師や保健師・助産師に相談してください。保健所や市町村保健センターなどでは電話相談も受け付けています。</p> <p>また、保健師、助産師、子育て経験者などによる家庭訪問を利用し、育児上分からないことや困ったことなど気軽に相談しましょう。</p> <p>お母さんに比べると、お父さんは親になつた実感はなかなかわかないものですが、子育てはお母さん一人ではできません。子育てはお母さんまかせ、というのではなく、二人で育てるといふ気持ちを持つことが大切です。お父さんも、おむつを換えたり、お風呂に入れたり、あやしたりなど、積極的に子育てに参加しましょう。</p> <p>お母さんが育児不安に陥る最大の原因は、孤立することです。ですから、お母さんをひとりぼっちにせず、精神的に支え、いたわることが大切です。普段は育児にかかわれなくても、お母さんとよく話し、二人で育てていくのだという意識を持つことが大切です。</p>	<p>育児のしおり</p> <p>これからのページには育児の上で保護者の方に心得て頂きたい事柄を記しております。ぜひ参考にしてください。ゆっくりにゆったり心をかけるのが育児のコツです。赤ちゃん時代は個人差が大きいもの。よその赤ちゃんとの違いをあまり気にし過ぎないようにしましょう。</p> <p>育児には、楽しいことも苦しいこともあり、苦楽がつきものと考えましょう。</p> <p>毎日の育児は、通常より身体的にも精神的にも負担がかかるものです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養をできるだけとって、何より健康であるよう心がけましょう。</p> <p>心配な時は遠慮せずに医師や保健師・助産師に相談してください。保健所や市町村保健センターなどでは電話相談も受け付けています。</p> <p>また、保健師、助産師、子育て経験者などによる家庭訪問を利用し、育児上分からないことや困ったことなど気軽に相談しましょう。</p> <p>お母さんに比べると、お父さんは親になつた実感はなかなかわかないものですが、子育てはお母さん一人ではできません。子育てはお母さんまかせ、というのではなく、二人で育てるといふ気持ちを持つことが大切です。お父さんも、おむつを換えたり、お風呂に入れたり、あやしたりなど、積極的に子育てに参加しましょう。</p> <p>母親が育児不安に陥る最大の原因は、孤立することです。ですから、お母さんをひとりぼっちにせず、精神的に支え、いたわることが大切です。普段は育児にかかわれなくても、お母さんとよく話し、二人で育てていくのだという意識を持つことが大切です。</p>

事故の予防

◎子どもの命を守るチャイルドシート
 チャイルドシートを使用していないと、使用しているときに比べて、事故時に死亡又は重傷となる率が著しく高くなります。
 子どもの命を守るため、また、事故による被害を防止・軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず正しく使用しましょう。
 ※ 医療機関で生まれた赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰る時（生まれて初めて車に乗るとき）からチャイルドシートを使用できるよう、出産前から準備しておきましょう。
 ※ 幼児（6歳未満の子ども）を同乗させて自動車を運転するときには、疾病のためチャイルドシートを使用させることが療養上適当でないときなど使用義務が免除されます。チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

- ※ 正しいチャイルドシートの使用方法
- ①取扱説明書に書いてあることに従いましょう。
 - ②子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。
 - ③助手席用のエアバッグを備えている自動車の場合には、なるべく後部座席でチャイルドシートを使用しましょう。やむを得ず助手席で使用させるときは、座席をできるだけ後ろまで下げ、必ず前向きに固定しましょう。
 - ④チャイルドシートは、座席に確実に固定しましょう。

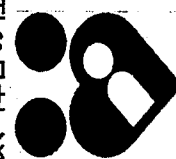
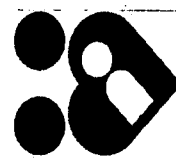
事故の予防

◎子どもの命を守るチャイルドシート
 チャイルドシートを使用していないと、使用しているときに比べて、事故時に死亡又は重傷となる率が著しく高くなります。
 子どもの命を守るため、また、事故による被害を防止・軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず使用しましょう。
 ※ 医療機関で生まれた赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰る時（生まれて初めて車に乗るとき）からチャイルドシートを使用できるよう、出産前から準備しておきましょう。
 ※ 幼児（6歳未満の子ども）を同乗させて自動車を運転するときには、疾病のためチャイルドシートを使用させることが療養上適当でないときなど使用義務が免除される場合を除き、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

<p>頁</p>	<p>新（23年度）</p>	<p>旧（22年度）</p>
<p>77</p>	<p>予防接種</p> <p>感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたちも）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。</p> <p>【定期の予防接種（予防接種法に位置付けられている予防接種）】</p> <p>◎ 予防接種を受ける時期 予防接種を受ける時期は表のようになっています。表中の「望ましい時期」は予防効果と安全性の面から、それぞれの予防接種を受けることが推奨されている時期です。この時期の早い段階で予防接種を受けるよう心がけましょう。なお、受け損ねた場合は次回の適切な時期に受けられるよう、市区町村や保健所、市町村保健センター、かかりつけ医に問い合わせてください。</p> <p>◎ 予防接種を受ける前に 予防接種はからだの調子の良いときに受けましょう。心配のあるときは、市区町村役場や保健所、市町村保健センターの担当者やかかりつけの医師に相談してください。また予防接種に関する広報等は、よく読んでおきましょう。</p> <p>◎ 予防接種を受ける時期：次の表を参項にしてください。</p>	<p>79</p>
<p>77</p>	<p>予防接種</p> <p>感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたちも）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。</p> <p>◎ 予防接種を受ける時期 予防接種を受ける時期は表のようになっています。表中の「望ましい時期」は予防効果と安全性の面から、それぞれの予防接種を受けることが推奨されている時期です。この時期の早い段階で予防接種を受けるよう心がけましょう。なお、受け損ねた場合は次回の適切な時期に受けられるよう、市区町村の役場や保健所、市町村保健センター、かかりつけ医に問い合わせてください。</p> <p>◎ 予防接種を受ける前に 予防接種はからだの調子の良いときに受けましょう。心配のあるときは、市区町村役場や保健所、市町村保健センターの担当者やかかりつけの医師に相談してください。また予防接種に関する広報等は、よく読んでおきましょう。</p> <p>◎ 予防接種を受ける時期：次の表を参項にしてください。</p> <p>※1) 麻しん（はしか）及び風しんの予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。</p> <p>※2) 日本脳炎の予防接種は、平成17年5月に予防接種による健康被害が否定できない重症例が発生したことから、現行のワクチンについては慎重を期すため積極的に勧誘はいたしません。ただし、日本脳炎が心配、あるいは感染の可能性の高いところなどは、定期接種としての予防接種を受けることができます。詳しくはお住まいの市町村の保健所・保健センターにお問い合わせください。</p>	<p>79</p>

79

【任意の予防接種（予防接種法に位置付けられていない予防接種）】
前の表で書かれている定期の予防接種以外に、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）などの予防接種があります。
それぞれの予防接種には、接種時期などが決められていますので、接種を希望される場合には医師に相談してください。

<p>頁 83</p>	<p>新 (23年度)</p> <p>産科医療補償制度</p> <p>産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医療機能評価機構のホームページ (http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp) に掲載されています。なお、補償の対象者については、出生体重や在胎週数、障害の程度などによる基準があります。</p> <p>・産科医療補償制度についてのお問い合わせ先 産科医療補償制度専用コールセンター 電話 03-5800-2231 受付時間：午前9時～午後5時(土日祝除く)</p>  <p>産科医療補償制度のシンボルマーク</p> <p><メモ> 出産をした分娩機関の名称： _____ 登録証交付日： _____</p> <p>妊産婦管理番号： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>*妊産婦管理番号は、分娩機関より交付される「産科医療補償制度登録証」に記載されています。登録証はお子様がお子様が5歳になるまで大切に保管してください。</p>
<p>旧 (22年度)</p>	<p>産科医療補償制度</p> <p>産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医療機能評価機構のホームページ (http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp) に掲載されています。なお、補償の対象者については、出生体重や在胎週数、障害の程度などによる基準があります。</p> <p>・産科医療補償制度についてお問い合わせ先 (財)日本医療機能評価機構 http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp 電話 03-5800-2231 受付時間：午前9時～午後5時(土日祝除く)</p>  <p>産科医療補償制度のシンボルマーク</p> <p><メモ> 出産をした分娩機関の名称： _____ 登録証交付日： _____</p>

頁	新（23年度案）	旧（22年度）
84 ～ 85	お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談	<p>お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談</p> <p>◎ インターネットで子育て情報をチェック：ネットを利用して見ましょう。 インターネットのホームページ「i-子育てネット」(http://www.w.i-kosodate.net/)は、子育てに忙しいお母さん・お父さんをサポートする情報はもちろん、各種相談窓口や全国の保育所などの検索ができます。フォーラムコーナーでは、全国のお母さん・お父さんたちと子育てをめぐり様々な意見交換もできます。</p>

○お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談機関

地域には、お母さん・お父さんのいろいろな悩みを聞いたり、子育てに関する相談に乗ってくれるところがあります。ここでは保健・医療・福祉の専門家が電話、面接などで対応するほか、保健師などが自宅を訪問してお話を伺うことができます。悩んだり、困ったりしたら、まずは相談してみよう。

◎ お母さん・お父さんのからだや心の悩み、子どもの発育や発達、子育ての仕方に関する相談
かかりつけ医療機関、市町村保健センター、保健所、精神保健福祉センター

名 称	連絡先
名 称	連絡先
名 称	連絡先

◎ 養育上の悩みや生活の不安などに関する相談
児童相談所、福祉事務所、保育所、児童館、主任児童委員(※)
民生・児童委員(※)、民生・児童委員(※)
【児童相談所全国共通ダイヤル0570-064-000】

名 称	連絡先
名 称	連絡先
名 称	連絡先

○お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談機関

地域には、お母さん・お父さんのいろいろな悩みを聞いたり、子育てに関する相談に乗ってくれるところがあります。ここでは保健・医療・福祉の専門家が電話、面接などで対応するほか、保健師などが自宅を訪問してお話を伺うことができます。悩んだり、困ったりしたら、まずは相談してみよう。

◎ お母さん・お父さんのからだや心の悩み、子どもの発育や発達、子育ての仕方に関する相談
かかりつけ医療機関、市町村保健センター、保健所、精神保健福祉センター

名 称	連絡先
名 称	連絡先
名 称	連絡先

◎ 養育上の悩みやしつけなどに関する相談
地域子育て支援センター、保育所、児童館、主任児童委員(※)、民生・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所

名 称	連絡先
名 称	連絡先
名 称	連絡先

※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、援助、福祉事務所を始め関係機関との調整など必要な支援を行っています。

◎ 地域の育児サポート
 育児に疲れてしまった時や、病気になる時など、保育所などで子どもを一時的に預かる「一時預かり」や地域における育児の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、身近なところに子育て親子が気軽に集まって交流する場を設け、子育てに関する相談や地域の子育て情報を提供する「地域子育て支援拠点」、家事支援や育児指導などを行う家庭訪問を行っている地域もあります。

地域によって、この他さまざまな行政サービスを利用できる場合もありますので、市区町村の保健・福祉・子育て支援の担当課にお問い合わせください。

名称	連絡先
名称	連絡先
名称	連絡先

※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、援助、福祉事務所を始め関係機関との調整など必要な支援を行っています。

◎ 地域の育児サポート
 育児に疲れてしまった時や、病気になる時など、保育所などで子どもを一時的に預かる「一時預かり」や地域における育児の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、家事支援や育児指導などを行う家庭訪問を行っている地域もあります。

地域によって、この他さまざまな行政サービスを利用できる場合もありますので、市区町村の保健・福祉の担当課にお問い合わせください。

名称	連絡先
名称	連絡先
名称	連絡先

頁	新(23年度)	旧(22年度)
<p>89 ～ 91</p> <p>働く女性・男性のための出産、育児に関する制度</p> <p>◎産前・産後の休業 ・産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)は、事業主に請求することにより、休業することができます。 ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができませ ない。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認められた業務については、本人の請求により、就業させることができます。 ・妊娠、出産、産休取得等を理由とした解雇その他不利益な取扱い は禁止されています。</p> <p>◎育児休業、短時間勤務制度等 ○育児休業制度 ・子が1歳に達するまでの間(保育所に入所できない等の場合には子が1歳6か月に達するまでの間)は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業を取ることができ ます。一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。 ・パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合は取得可能期間が延長 され、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間 まで育児休業を取得できます。 ※パパ・ママ育休プラスは平成22年6月30日から利用でき るようになります。</p> <p>・育児休業の申出 育児休業の申出は、育児休業申出書を事業主に提出して行い ます(事業主が適当と認める場合には、ファックスや電子メ ール等でも申出が可能です)。労働者からの育児休業申出に 対して、事業主は休業開始予定日及び休業終了予定日等を労 働者に通知(書面、ファックス、電子メール等による)する ことになっていません。</p> <p>○短時間勤務制度 ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女 労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けなけれ ばなりません。 ※事業主がこの制度を設けることは平成22年6月30日か ら義務化されます。</p>	<p>働く女性・男性のための出産、育児に関する制度</p> <p>◎産前・産後の休業 ・産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)は、事業主に請求することにより、休業することができます。 ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができませ ない。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認められた業務については、本人の請求により、就業させることができます。 ・妊娠、出産、産休取得等を理由とした解雇その他不利益な取扱い は禁止されています。</p> <p>◎育児休業、短時間勤務制度等 ○育児休業制度 ・子が1歳に達するまでの間(保育所に入所できない等の場合には子が1歳6か月に達するまでの間)は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業を取ることができ ます。一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。 ・パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合は取得可能期間が延長 され、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間 まで育児休業を取得できます。</p> <p>・育児休業の申出 育児休業の申出は、育児休業申出書を事業主に提出して行い ます(事業主が適当と認める場合には、ファックスや電子メ ール等でも申出が可能です)。労働者からの育児休業申出に 対して、事業主は休業開始予定日及び休業終了予定日等を労 働者に通知(書面、ファックス、電子メール等による)する ことになっていません。</p> <p>○短時間勤務制度 ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女 労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けなけれ ばなりません。</p>	<p>働く女性・男性のための出産、育児に関する制度</p> <p>◎産前・産後の休業 ・産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)は、事業主に請求することにより、休業することができます。 ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができませ ない。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認められた業務については、本人の請求により、就業させることができます。 ・妊娠、出産、産休取得等を理由とした解雇その他不利益な取扱い は禁止されています。</p> <p>◎育児休業、短時間勤務制度等 ○育児休業制度 ・子が1歳に達するまでの間(保育所に入所できない等の場合には子が1歳6か月に達するまでの間)は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業を取ることができ ます。一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。 ・パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合は取得可能期間が延長 され、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間 まで育児休業を取得できます。 ※パパ・ママ育休プラスは平成22年6月30日から利用でき るようになります。</p> <p>・育児休業の申出 育児休業の申出は、育児休業申出書を事業主に提出して行い ます(事業主が適当と認める場合には、ファックスや電子メ ール等でも申出が可能です)。労働者からの育児休業申出に 対して、事業主は休業開始予定日及び休業終了予定日等を労 働者に通知(書面、ファックス、電子メール等による)する ことになっていません。</p> <p>○短時間勤務制度 ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女 労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けなけれ ばなりません。 ※事業主がこの制度を設けることは平成22年6月30日か ら義務化されます。</p>

○所定外労働の免除制度等

・3歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されます。

- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。
- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

○子の看護休暇

- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年につき子が1人なら5日、子が2人以上なら10日まで、病気・けがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取ることがあります。

◎不利益取扱いの禁止

- ・事業主が、妊娠、出産、産休取得等を理由とした解雇その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- ・事業主が、育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。

以上の問い合わせ先 労働局雇用均等室

◎育児等のために退職した方への再就職支援

- ・育児等により退職し、将来的に再就職を希望する方に対し、情報提供、再就職セミナー、再就職に向けたプラン作りの支援などを実施しています。

問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）

○所定外労働の免除制度等

・3歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されます。

※この制度は平成22年6月30日から利用できるようになります。

- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。
- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

○子の看護休暇

- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年につき子が1人なら5日、子が2人以上なら10日まで、病気・けがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取ることがあります。

◎不利益取扱いの禁止

- ・育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取扱いは禁止されています。

以上の問い合わせ先 労働局雇用均等室

◎育児等のために退職した方への再就職支援

- ・育児等により退職し、将来的に再就職を希望する方に対し、情報提供、再就職セミナー、再就職に向けたプラン作りの支援などを実施しています。

なお、再就職サポートサイト(<http://www.saisyuusyokusupport.jp>)においても再就職準備のための情報を提供しています。